

龍ヶ崎市男女共同参画基本計画



平成21年2月
龍ヶ崎市

「男女共同参画社会」は

時代を切り拓くキーワード



男女共同参画社会基本法が施行され、間もなく 10 年を迎えようとしています。その前文では、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現を「21 世紀の我が国を決定する最重要課題」と位置付けています。

改めて振り返ってみますと、この間の社会経済情勢の変化とはどのようなものだったのでしょうか。

少子高齢化のますますの進展はもちろんのこと、いわゆる格差社会の到来や雇用の不安定化など、目まぐるしいほどの変化の時代となっていると感じております。

このような状況を乗り越えていくためにも、男女共同参画社会の実現は、時代を切り拓くキーワードとなるものと考えております。

「男性だから」「女性だから」といった固定的な役割分担意識にとらわれることなく、多様な働き方や暮らしができることにより、私たち一人ひとりが、心豊かでいきいきとした生活ができる社会の実現につながっていくものと期待できるからです。

わがまち・龍ヶ崎市においては、平成 10 年 3 月に「龍ヶ崎市女性プラン～いまから、いまこそ。～」を策定し、男女共同参画について先駆的に取り組んでまいりました。しかし、行政の努力だけでは、男女共同参画社会の実現に向けての道のりは遠く、険しいものがあります。

一人ひとりが、それぞれの立場で男女共同参画について理解し、家庭で、職場で、地域社会でと、さまざまな場面において行動し、さらなる一步を踏み出すことが大切であると考えます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたってお力添えをいただいた龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会委員をはじめ関係各位に感謝申し上げ、刊行にあたってのごあいさつと致します。

平成 21 年 2 月

龍ヶ崎市長 串 田 武 久

目 次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって..... | 1 |
| 第1節 計画策定の趣旨..... | 1 |
| 第2節 計画の位置づけ..... | 2 |
| 第3節 「女性プラン」から「男女共同参画基本計画」へ..... | 3 |
| 第4節 計画の期間と見直し時期..... | 3 |
| 第2章 計画策定の背景..... | 4 |
| 第1節 世界の動き..... | 4 |
| 第2節 国における動き..... | 5 |
| 第3節 茨城県における動き..... | 6 |
| 第4節 龍ヶ崎市における動き..... | 7 |
| 第3章 計画の基本理念、体系..... | 9 |
| 第1節 計画の基本理念..... | 9 |
| 第2節 計画の体系..... | 10 |
| 第4章 基本計画..... | 13 |
| 基本目標Ⅰ 男女の人権を尊重する社会の構築..... | 13 |
| 主要課題1 男女平等の視点に立った制度や慣行・慣習の見直し..... | 13 |
| 主要課題2 男女間のあらゆる暴力の根絶..... | 16 |
| 主要課題3 生涯を通じた男女の健康支援..... | 18 |
| 主要課題4 男女平等を推進する教育・学習の充実..... | 19 |
| 主要課題5 メディアにおける人権の尊重..... | 20 |
| 基本目標Ⅱ あらゆる分野に参画する機会の確保..... | 22 |
| 主要課題1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大..... | 22 |
| 主要課題2 家庭における男女共同参画の促進..... | 24 |
| 主要課題3 地域社会における男女共同参画の促進..... | 25 |
| 基本目標Ⅲ 家庭生活における活動と他の活動の両立..... | 28 |
| 主要課題1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進..... | 28 |
| 主要課題2 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保..... | 30 |
| 主要課題3 男女の職業生活と家庭生活の両立の支援..... | 32 |
| 第5章 推進体制..... | 33 |
| 第6章 実施計画..... | 34 |
| 付属資料..... | 40 |

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重、法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向けてさまざまな取り組みが、国際連合など国際社会における取り組みと連動しながら進められてきたところですが、現実の社会においては、男性優位の場面も未だ多く見受けられます。

また、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など急速な時代の変化に対応していく上でも、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う「男女共同参画社会」の実現は重要な課題となっています。

平成11年の「男女共同参画社会基本法」の制定に伴い、国や県においては、それぞれ「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会を形成するための施策が展開されています。

龍ヶ崎市においても、平成10年に、平成20年度までを展望した男女共同参画基本計画「龍ヶ崎市女性プラン～いまから、いまこそ。～」(以下、「女性プラン」とします)を策定し、平成14年には「龍ヶ崎市男女共同参画推進条例」を施行しました。この間、男女共同参画講座「男の料理教室」の開催や、身の回りで感じる男女差別や男女平等への思いを詠んだ「男と女の一行詩&イラスト」による啓発など、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてまいりました。

【男と女の一行詩】(平成11年度最優秀賞)

やさしく男女平等説くあなた

妻は勤めに家事育児 あなたは仕事残業おつきあい

お前もどうぞというけれど

あなたは どうする家事育児

(龍ヶ崎市 細矢とも子さん)

第1章 計画の策定にあたって

しかし、平成19年6月に実施した「男女共同参画社会に関する龍ヶ崎市民意識調査」（以下、「市民意識調査」とします）においては、「男女共同参画社会基本法」や「龍ヶ崎市男女共同参画推進条例」について、「見たり、聞いたりしたことがある」との回答は少数にとどまっていることや、私たちの家庭や職場、しきたりや慣習等のさまざまな分野において、「男性が優遇されている」と感じている人が多いことが明らかになり、龍ヶ崎市における男女共同参画は、まだ広く浸透していないと考えられます。

これまでの取り組みや市民意識調査の結果、あるいはこの間の社会情勢の変化を踏まえ、また、龍ヶ崎市の総合計画をはじめとする各種計画との整合性を図りながら、龍ヶ崎市における男女共同参画の更なる推進を図ることとし、これまでの「女性プラン」を改定し、「龍ヶ崎市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

第2節 計画の位置づけ

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るための基本的な計画の策定が、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び龍ヶ崎市男女共同参画推進条例第12条第1項により求められています。この「龍ヶ崎市男女共同参画基本計画」はこれらの法令、条例に基づき策定したものです。

【^{ひと}男と^{ひと}女の一行詩】（平成12年度最優秀賞）

「家事も育児も 妻まかせ」

20世紀よ サヨウナラ！

「男女共同参画社会」

21世紀よ コンニチワ！

（土浦市 岡元孝子さん）

第3節 「女性プラン」から「男女共同参画基本計画」へ

「女性プラン」は平成10年3月に策定されましたが、策定当時は、男女共同参画社会基本法の制定前であり、「男女共同参画」という言葉自体もまだ一般には馴染みが薄い頃でした。

その表題からも伺えますが、「女性プラン」では、男女共同参画社会の実現を女性の視点から目指しており、女性の地位向上や女性行政の推進、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）^{※1}の取り組みといった面に重点が置かれていました。

その後、平成11年の男女共同参画社会基本法の制定や、平成14年の龍ヶ崎市男女共同参画推進条例の施行など、男性と女性が社会の対等な構成員として参画する「男女共同参画」の取り組みが進められてきました。このことから、今回の改定にあたっては、「女性プラン」という表題を「男女共同参画基本計画」に改め、女性の視点に特化しない、男女双方向の視点に基づく内容の計画としました。

第4節 計画の期間と見直し時期

計画の期間は、平成21年度から平成30年度までの10年間としますが、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じ見直すこととします。

※1 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

…様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。例としては、審議会等委員への女性の登用のための目標設定などがあります。

第2章 計画策定の背景

第1節 世界の動き

- 国際連合（以下、「国連」とします）では、1972年（昭和47年）の第27回国連総会において、女性の地位向上のため世界的規模の行動を行うべきことが提唱され、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」とすることが決定されました。
- 1975年（昭和50年）の「国際婦人年」の中心的行事として、メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）」において、「世界行動計画」が採択されました。更に、同年の第30回国連総会では1976年（昭和51年）から1985年（昭和60年）を「国連婦人の十年」とし、その目標を「平等・開発・平和」とすることが宣言されました。
- 1979年（昭和54年）には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が第34回国連総会において採択され、翌年の1980年（昭和55年）コペンハーゲンで開催された「国連婦人の十年中間年世界会議（第2回世界女性会議）」において署名式が行われ、その批准に向けて世界各国での取り組みが活発になりました。
- 「国連婦人の十年」の最終年にあたる1985年（昭和60年）には、「国連婦人の十年ナイロビ世界会議（第3回世界女性会議）」が開催され、2000年（平成12年）に向けて各国が取り組むべきガイドラインとして「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。
- 1995年（平成7年）到北京で開催された「第4回世界女性会議」では、現在の女性の地位向上に関する国際的な指針ともいえるべき「北京宣言」及び「行動綱領」が採択され、女性と貧困、女性の教育と訓練、女性と健康など12の重大問題領域における戦略目標と、各国が取るべき行動が定められました。

【^{ひと}男と^{ひと}女の一行詩】（平成13年度最優秀賞）

男でも 女でも

共に同じく生きるには

社会をかえようみんなして

（大子町 宮田國敬さん）

- 2000年（平成12年）には、ニューヨークの国連本部において、国連特別総会として「女性2000年会議」が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」の実施状況の検討・評価を行い、「成果文書」が採択されました。
- 2005年（平成17年）は、「北京宣言」及び「行動綱領」の採択から10年にあたることから、第49回国連婦人の地位委員会は「北京+10」世界閣僚級会合をニューヨークの国連本部で開催しました。「北京宣言」及び「行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これまでの男女平等に関する達成事項を確認するとともに、これら成果文書の完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める宣言が採択されました。

第2節 国における動き

- 1975年（昭和50年）に、女性の地位向上のための国内本部機構として総理府内に「婦人問題企画推進本部」を設置し、「世界行動計画」を受けて、1977年（昭和52年）には「国内行動計画」を策定して向こう10年間の女性の地位向上のための目標を明らかにしました。
- 1985年（昭和60年）の「女子差別撤廃条約」の批准に向けて国内法の整備が進められ、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、家庭科の男女共修が行われました。また、1987年（昭和62年）には、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を受けた「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。
- 1994年（平成6年）に、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」を設置したほか、新たに総理府に「男女共同参画室」を設置するとともに、全閣僚を構成員とする「男女共同参画推進本部」が発足しました。
- 1996年（平成8年）の男女共同参画審議会による答申「男女共同参画ビジョンー21世紀の新たな価値の創造ー」を受け、「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画ー」が策定されました。

【^{ひと}男と^{ひと}女の一行詩】（平成14年度最優秀賞）

能力に ^{おとこ}男・^{おんな}女の区別なく
個性の違い 生かし切ろうよ

（取手市 宮本日出雄さん）

- 1999年（平成11年）6月に男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現が、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられました。
- 2000年（平成12年）には、男女共同参画社会基本法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定され、今後実施する施策の基本的方向や具体的施策の内容が示されました。
- 2001年（平成13年）、中央省庁等の再編に伴い、新たに内閣府に「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」が設置されました。
- 2005年（平成17年）には「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、計画に基づいた男女共同参画の政策が進められています。
- 2007年（平成19年）12月「官民トップ会議」において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、内閣府は2008年（平成20年）を「仕事と生活の調和元年」と位置づけました。

第3節 茨城県における動き

- 1978年（昭和53年）に、婦人問題を担当する課として、生活福祉部青少年婦人課を設置し、男女共同参画への取り組みが始まりました。
- 1980年（昭和55年）、担当課が婦人児童課となり、第2次県民福祉基本計画において「婦人の福祉の向上」として位置づけられました。
- 1986年（昭和61年）、新県民福祉基本計画において「女性の地位向上と社会参画の促進」として位置づけられ、1990年（平成2年）、婦人問題推進有識者会議から女性プラン策定に関する提言を受けて、1991年（平成3年）に「いばらきローズプラン21」を策定しました。
- 同年、いばらきローズプラン21推進委員会を設置する一方、庁内の推進体制として「茨城県女性対策推進本部」を設置し、女性行政施策の推進を図るための体制を整備しました。

【^{ひと}男と^{ひと}女の一行詩】（平成15年度最優秀賞）

手のひらを まな板にして 豆腐切る
やってみせよう 君の真似して （常陸太田市 鈴木盛雄さん）

- 1994年（平成6年）、福祉部に女性青少年課を設置して、より一層の施策の推進に取り組むこととなりました。
- 1995年（平成7年）、「茨城県長期総合計画」に「男女共同参画社会の形成」として位置づけられ、翌年、県が取り組むべき女性施策の指針として、男（ひと）と女（ひと）のよりよいパートナーシップの確立を基本理念とした「いばらきハーモニープラン」を策定しました。
- 1999年（平成11年）、女性青少年課が福祉部から知事公室へ組織が改編されました。
- 2001年（平成13年）3月、「男女共同参画社会基本法」の理念を受けて、男女共同参画社会の実現に向けて、県、県民、事業者が一体となって取り組むための基本となる「茨城県男女共同参画推進条例」を制定し、4月から施行しました。同時に、「茨城県男女共同参画審議会」を設置し、「茨城県女性対策推進本部」を「茨城県男女共同参画推進本部」とする名称の変更など推進体制の整備を行いました。
- 条例の基本理念を具現化し、実効性のある施策を展開していくために、法定計画として「茨城県男女共同参画基本計画」を策定することとし、新たな歩みが始まりました。

第4節 龍ヶ崎市における動き

- 1991年（平成3年）3月、龍ヶ崎市第3次総合計画（後期基本計画）において、「女性の社会参加」が位置づけられました。
- 1993年（平成5年）4月、担当部署として、生活福祉部に婦人児童課婦人係を設置しました。
- 1994年（平成6年）11月、市内在住の満20歳以上の男女2,000人を対象に、「女性問題に関する市民意識調査」を実施しました。
- 1996年（平成8年）3月、龍ヶ崎市第4次総合計画において、「男女共同参画社会の形成」が位置づけられました。また、女性を取り巻く問題を身近に考えていただくための「女性問題ハンドブック」を作成しました。

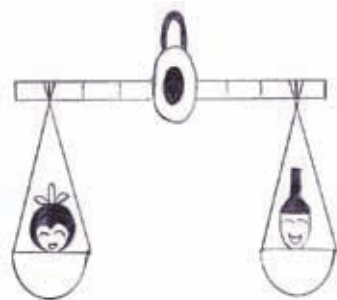
【^{ひと}男と^{ひと}女の一行詩&イラスト】（平成16年度一行詩の部最優秀賞）

認め合う 心でつなぐ ^{ひと}男と^{ひと}女
住んでよかった 温もりの龍ヶ崎

（水戸市 富田 貢さん）

- 1996年（平成8年）4月，龍ヶ崎市女性行政推進委員会設置条例を施行（発足は10月）しました。また，庁内における推進体制として，市長を議長とする「龍ヶ崎市女性行政推進会議」を設置しました。
- 1997年（平成9年）4月，婦人児童課婦人係を女性児童課女性係に改称しました。
- 1998年（平成10年）3月，「龍ヶ崎市女性プラン～いまから，いまこそ。～」を策定しました。11月，女性模擬議会を開催しました。
- 1999年（平成11年）4月，企画財務部企画調整課に女性行政推進室を設置しました。同年，身の回りで感じる男女差別や男女平等への思いなどを詠んだ「男（ひと）と女（ひと）の一行詩」を募集しました。
- 2000年（平成12年）10月，女性議会を開催しました。
- 2002年（平成14年）4月，龍ヶ崎市男女共同参画推進条例及び龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会設置条例を施行しました。企画調整課女性行政推進室を，企画調整課男女共同参画推進グループに改称しました。
- 2003年（平成15年）4月，市民公室秘書広聴課に男女共同参画推進グループを設置しました。
- 2004年（平成16年），「男と女の一行詩」でイラストの部の募集も始めました。
- 2006年（平成18年）4月，市民公室秘書広聴課に市民行政推進グループ（男女共同参画担当）を設置しました。
- 2007年（平成19年）4月，環境生活部市民協働課に市民協働推進グループ（男女共同参画担当）を設置しました。6月，市内在住の満20歳以上満80歳未満の男女3,000人を対象に，「男女共同参画社会に関する龍ヶ崎市民意識調査」を実施しました。

【男と女の一行詩&イラスト】（平成16年度イラストの部最優秀賞）



《作品説明》男女の差別なく共同参画することは，男女が平等であるという意味で，天秤量りが水平に保たれることであるように

（石岡市 鈴木美佐子さん）

第3章 計画の基本理念, 体系

第1節 計画の基本理念

龍ヶ崎市男女共同参画推進条例においては次の6つの基本理念を掲げています。

- 「龍ヶ崎市男女共同参画推進条例」における基本理念
- ①男女の人権の尊重（第3条）
 - ②社会における制度又は慣行・慣習の是正（第4条）
 - ③政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）
 - ④家庭生活における活動と他の活動の両立（第6条）
 - ⑤国際的協調（第7条）
 - ⑥生涯にわたる女性の健康維持（第8条）

龍ヶ崎市男女共同参画推進条例は、当市の男女共同参画推進の根幹を成すものであることから、これに基づき上記の6つを本計画における基本理念とします。

■男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別を受けることがないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることなど男女の人権が尊重されることが重要です。

■社会における制度又は慣行・慣習の是正

性別による固定的な役割分担^{※2}等を反映した、社会における制度または慣行・慣習をなくすよう努めるとともに、これらの制度または慣行・慣習が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないようにすることが大切です。

※2 性別による固定的な役割分担

…男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適切であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性、女性の役割を決めている例。

■政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市における政策または事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることが重要です。

■家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、就業、就学その他の社会生活における活動を行うことができるようにすることが重要です。

■国際的協調

男女共同参画の推進に際しては、国際社会における取り組みと密接な関係を有していることを考慮する必要があります。

■生涯にわたる女性の健康維持

男女の対等な関係の下に、お互いの性を尊重するとともに、女性固有の身体的変化に配慮し、女性の生涯にわたる健康の維持が図られることが大切です。

第2節 計画の体系

男女共同参画社会基本法第14条第3項では、国や県の男女共同参画基本計画を勘案して、市は男女共同参画計画を策定するよう求めています。

このことから、国の「男女共同参画基本計画（第2次）」及び「茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）」のほか、内閣府の「仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）」^{※3}の取り組み等も勘案し、次のとおり計画の体系を定めます。

※3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

…老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。このことは「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として極めて重要であるとされる。

■基本目標Ⅰ 男女の人権を尊重する社会の構築

【主要課題1】男女平等の視点に立った制度や慣行・慣習の見直し

- 1 市広報や市公式ホームページ等を通じた情報提供・啓発活動の充実
- 2 市民、企業等との連携・協力による啓発活動の推進

【主要課題2】男女間のあらゆる暴力の根絶

- 1 男女間のあらゆる暴力の予防
- 2 被害当事者支援体制の充実

【主要課題3】生涯を通じた男女の健康支援

- 1 男女の心身の健康の保持・増進のための支援
- 2 妊娠・出産等に関する健康支援

【主要課題4】男女平等を推進する教育・学習の充実

- 1 家庭や地域における男女平等を推進する啓発教育・学習の充実
- 2 学校教育における男女平等を推進する教育・学習の充実

【主要課題5】メディア^{※4}における人権の尊重

- 1 メディアにおける男女の人権尊重の推進
- 2 メディア・リテラシー^{※5}の向上の促進

■基本目標Ⅱ あらゆる分野に参画する機会の確保

【主要課題1】政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- 1 審議会等における女性参画の拡大
- 2 市役所、事業所等における女性職員の登用
- 3 女性のエンパワーメント^{※6}のための情報提供

【主要課題2】家庭における男女共同参画の促進

- 1 男性の家庭生活への参画の促進
- 2 事業所等への広報・啓発

【主要課題3】地域社会における男女共同参画の促進

- 1 男女が共に参加する地域活動の促進
- 2 女性リーダー、ボランティアの育成

※4 メディア

…ここでは、マスメディアと言われる新聞、書籍、テレビなどのほかにインターネットなど新たな情報伝達手段も含めています。

※5 メディア・リテラシー

…情報を主体的に読み解き、自ら発信し使いこなせる能力のこと。

※6 エンパワーメント

…力をつけること。自らの意識と能力を高めて、その人らしい力をもった存在になること。

■基本目標Ⅲ 家庭生活における活動と他の活動の両立

【主要課題1】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- 1 ワーク・ライフ・バランスの広報・啓発
- 2 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた具体的な取り組み方法の検討

【主要課題2】雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保

- 1 男女雇用機会均等の促進
- 2 就職, 能力向上に対する支援
- 3 自営業（農業・商業等）における男女共同参画の促進

【主要課題3】男女の職業生活と家庭生活の両立の支援

- 1 仕事と育児・介護の両立のための制度の定着促進
- 2 子育て支援の充実
- 3 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備

【^{ひと}男と^{ひと}女の一行詩&イラスト】（平成17年度一行詩の部最優秀賞）

^{みんな}男女で出し合う 知恵袋

共同参画 実る^ま龍ヶ^ち崎

（石岡市 神代芳子さん）

第4章 基本計画

基本目標Ⅰ 男女の人権を尊重する社会の構築

主要課題1 男女平等の視点に立った制度や慣行・慣習の見直し

◎現状と課題◎

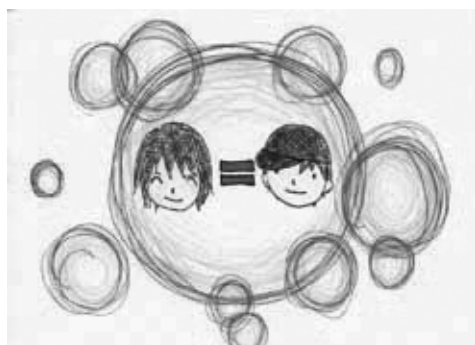
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国社会を決定する最重要課題です。

しかし、私たちの家庭や職場、あるいはしきたりや慣習等のさまざまな分野において、「男性が優遇されている」と感じている人は多く、また、依然として「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識も根強く残っています。

この性別による固定的な役割分担意識は、男女共同参画社会の実現に向けて大きな障害の一つとなっています。

私たちは国や国際社会の施策や取り組みも視野に入れつつ、男女共同参画に関する認識を深めるとともに、男女共同参画社会の実現を阻害することが懸念される社会制度や慣行・慣習の見直しをする必要があります。そのためには、まず行政と市民・企業等のお互いの連携・協力のもと、男女共同参画についての情報提供・啓発活動の展開が重要です。

【^{ひと}男と^{ひと}女の一行詩&イラスト】（平成17年度イラストの部最優秀賞）



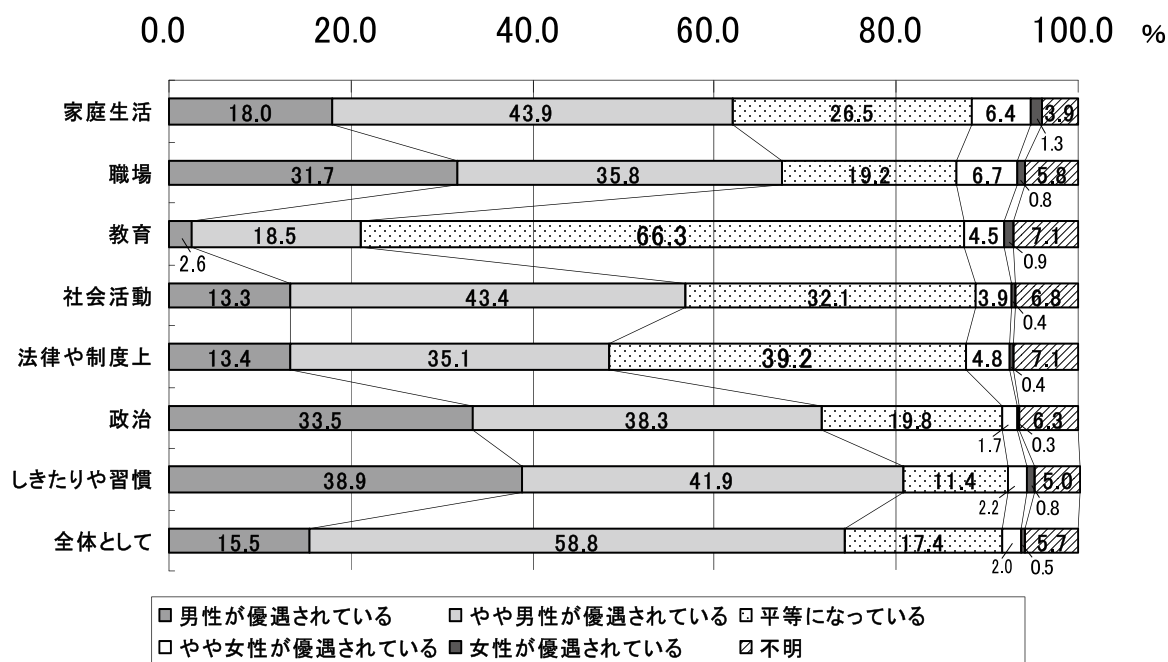
《作品説明》男も女も同じ権利を持ち同じ義務を持っている同じ人間

（龍ヶ崎市 山本槇子さん）

[施策の方向]

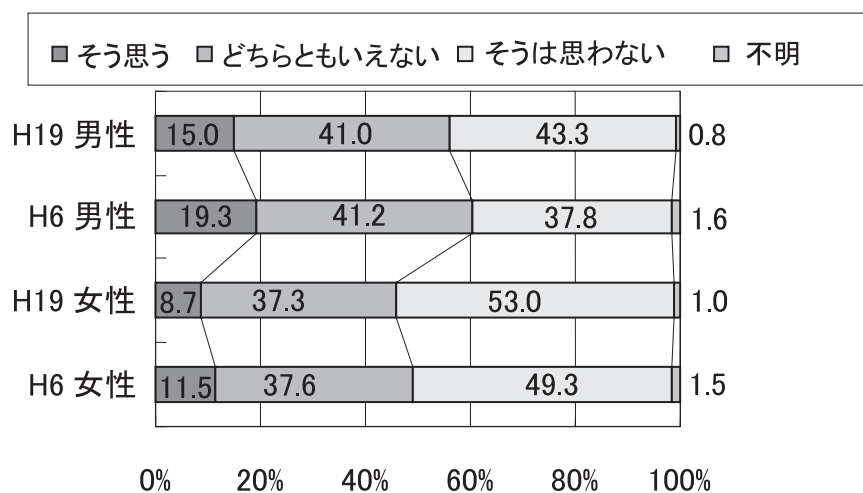
- 1 市広報や市公式ホームページ等を通じた情報提供・啓発活動の充実
 - ①男女共同参画に関する法制度の周知を図ります。
 - ②「男と女の一行詩&イラスト」等，男女共同参画の意識を深める啓発活動を行います。
 - ③男女共同参画推進月間における啓発活動の充実を図ります。
 - ④男女共同参画に関する調査研究と，情報の収集・提供を行います。
- 2 市民，企業等との連携・協力による啓発活動の推進
 - ①市民との協働により，男女共同参画を推進する講座を開催します。
 - ②企業等における男女共同参画を推進する啓発活動を支援します。

【それぞれの分野における男女平等の状況】



(「平成19年度 男女共同参画社会に関する龍ヶ崎市民意識調査」より)

【「男は仕事、女は家庭」という考え方について】



(「平成19年度 男女共同参画社会に関する龍ヶ崎市民意識調査」(グラフでは「H19」と表記)及び「平成6年度 女性問題に関する市民意識調査」(グラフでは「H6」と表記)より)

【^{ひと}男と^{ひと}女の一行詩&イラスト】(平成18年度一行詩の部最優秀賞)

^{ひと}男と^{ひと}女 つないだその手が創るのは

互いを誇れる 豊かな社会

(龍ヶ崎市 鶴巻香奈子さん)

主要課題2 男女間のあらゆる暴力の根絶

◎現状と課題◎

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。

しかし、配偶者や恋人間での暴力であるドメスティック・バイオレンス（DV）^{※7}やデートDV^{※8}の他、一般にセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）^{※9}が、大きな社会問題になっており、被害者の多くは女性という現状にあります。平成13年の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）においては、「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」との位置づけがされました。

平成19年6月に実施した市民意識調査においても、「自分自身が直接被害を受けたことがある」としているのは、DV、セクシュアル・ハラスメントとも女性では回答者の1割を超える結果となりました。

また、DV、セクシュアル・ハラスメントについて「自分以外の身近なところで見聞きしたことがある」としているのは、男女とも回答者の3割を超えており、このことから潜在的な被害者もいるのではないかと思われます。

これらの暴力を未然に防止する取り組みは勿論ですが、被害者が相談しやすい環境づくりや、関係機関との連絡調整等が必要です。

※7 ドメスティック・バイオレンス（DV）

…夫婦やパートナー間で発生する暴力のこと。殴る、蹴るなどの身体的暴力ばかりでなく、精神的暴力や経済的暴力、性的暴力なども含まれる。

※8 デートDV

…高校生や大学生など若者の間でも、親密な関係における暴力が発生しており「デートDV」と呼ばれている。将来、夫婦間のDVにつながることも懸念されている。

※9 セクシュアル・ハラスメント

…他の者を不快にさせる性的な言動、いやがらせ。

【施策の方向】

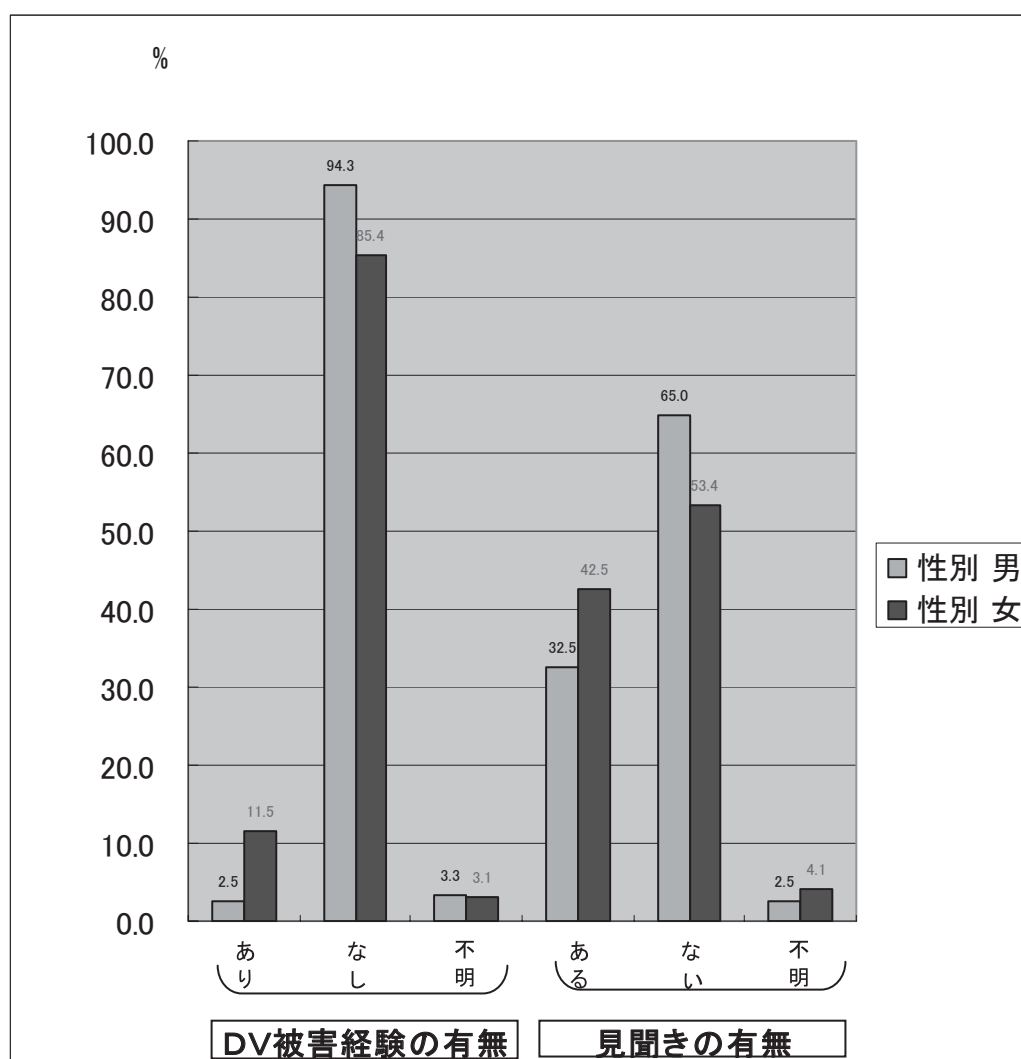
1 男女間のあらゆる暴力の予防

- ①DVやセクシュアル・ハラスメント等防止の社会的認識を高めるため、意識啓発の取り組みを行います。
- ②DVやセクシュアル・ハラスメント等に係る法制度についての情報提供を行います。

2 被害当事者支援体制の充実

- ①相談窓口の周知を図ります。
- ②被害当事者への対応の緊急性に配慮しながら、警察等の外部機関や庁内関係各課との連携を図り対応します。
- ③被害当事者の自立に向けた支援を行います。

【ドメスティック・バイオレンス被害の状況】



(「平成19年度 男女共同参画社会に関する龍ヶ崎市民意識調査」より)

【婦人相談所における一時保護された女性の人数（厚生労働省調査）】

| | 要保護女子（同伴家族） | うち夫等の暴力を理由とする者 |
|--------|----------------|----------------|
| 平成13年度 | 4,823人（3,085人） | 2,680人（55.5%） |
| 平成14年度 | 6,261人（4,642人） | 3,974人（63.5%） |
| 平成15年度 | 6,447人（5,029人） | 4,296人（66.6%） |
| 平成16年度 | 6,541人（5,518人） | 4,535人（69.3%） |
| 平成17年度 | 6,449人（5,285人） | 4,438人（68.8%） |
| 平成18年度 | 6,359人（5,478人） | 4,565人（71.8%） |

(厚生労働省資料)

主要課題3 生涯を通じた男女の健康支援

◎現状と課題◎

一人ひとりが自らの身体と心の健康を保持し、いきいきと暮らすことができることは男女を問わず共通の願いであり、男性も女性もお互いの身体的特徴を十分に理解し、人権を尊重しつつ、相手への思いやりをもって生きていくことが大切です。

特に女性については、妊娠・出産に係る適切な健康の保持増進ができるようにする必要があります。

男女が人生の各ステージにおいて、自分の健康状態に応じた適切な自己管理をできるようにするとともに、健康をおびやかすさまざまな問題について対策を講じていくことが求められています。

【施策の方向】

- 1 男女の心身の健康の保持・増進のための支援
 - ①心身の健康管理を行うための健康教育の推進と相談支援の充実を図ります。
 - ②スポーツ活動を通じた健康の保持・増進を図ります。
 - ③H I V／エイズ及び性感染症に関して、正しい理解ができるよう情報提供を行います。
 - ④薬物乱用防止，喫煙・飲酒の健康への影響についての情報提供を行います。
- 2 妊娠・出産等に関する健康支援
 - ①妊娠・出産に係る母子保健サービスの充実を図ります。
 - ②妊産婦に対する医療サービスを引き続き実施します。

主要課題4 男女平等を推進する教育・学習の充実

◎現状と課題◎

男女平等の意識を育むためには、家庭、地域、学校等において男女平等の視点に立った教育・学習の果たす役割は重要であり、子どもの頃から男女が共に一人の自立した人間として、お互いの人格や個性を尊重しあいながら、能力を十分伸ばせるような教育が求められています。

子どもにとって、最も重要な生活の場である家庭においては、家族の愛情と責任のもと、基本的な生活習慣や社会性を身に付けさせていくことが大切であり、あわせて、幼児期から家族の構成員が男女ともに家事・育児・介護などを協力して担うことの重要性を学ばせることも必要です。

【施策の方向】

- 1 家庭や地域における男女平等を推進する啓発教育・学習の充実
 - ①大人が子育てや家庭教育について学習する機会を設けます。
 - ②子育てに悩みや不安を抱える親に対する相談体制の充実を図ります。
- 2 学校教育における男女平等を推進する教育・学習の充実
 - ①学校における人権教育の充実を図ります。
 - ②児童生徒の発達段階に応じた適切な性教育を実施します。

【^{ひと}男と^{ひと}女の一行詩&イラスト】（平成18年度イラストの部最優秀賞）



《作品説明》この世に男と女がいて、その二つの性別が協力しあって支えあって社会を作り上げていかなくてはならない。助けあいの芽が出れば大切に育てて、良い社会を作っていこう！

（龍ヶ崎市 大西健斗さん）

主要課題5 メディアにおける人権の尊重

◎現状と課題◎

メディアによってもたらされる膨大な情報が、私たちに与える影響は大変大きなものになっています。

今後もパソコンや携帯電話の普及など情報化社会の一層の進展が予想されるなか、一部には性の商品化や暴力表現など、女性の人権を侵害する情報も見受けられ、特に青少年への有害な影響が懸念されています。

私たちはメディアと個人、あるいは個人と個人の間でやり取りされるさまざまな情報について、各人が無批判に受け入れるのではなく、情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力が求められています。

[施策の方向]

1 メディアにおける男女の人権尊重の推進

- ①市が発行する広報紙等において、性差別につながる表現とならないよう配慮します。
- ②茨城県青少年のための環境整備条例に基づき、青少年の健全な育成を図るための環境整備を行います。

2 メディア・リテラシーの向上の促進

- ①家庭におけるメディア・リテラシーの向上を支援します。
- ②学校教育における情報教育を推進します。

【^{ひと}男と^{ひと}女の一行詩&イラスト】（平成19年度一行詩の部最優秀賞）

り 理解して

ゆ 勇気をだして

う 打ち明けて

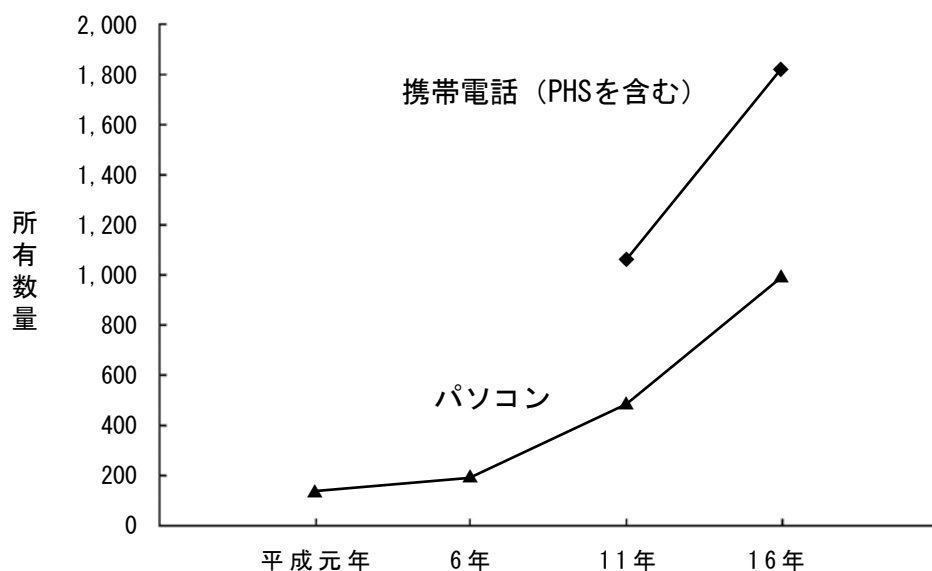
が 頑張り

さ 差別なくそうよ

き きっと出来ると^{ひと}男と^{ひと}女

（龍ヶ崎市 岩村恵子さん）

【情報・通信関連耐久消費財の1000世帯当たり所有数量の推移～二人以上の世帯～】



(総務省「平成16年全国消費実態調査」より)

【出会い系サイトに関係した事件の被害者のアクセス手段】

(人)

| | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 被害者数 | 1,289 | 1,267 | 1,387 | 1,297 |
| 携帯電話 | 1,239 (96.1%) | 1,216 (96.0%) | 1,339 (96.5%) | 1,256 (96.8%) |
| パソコン | 50 (3.9%) | 51 (4.0%) | 48 (3.5%) | 41 (3.2%) |
| うち児童 | 1,085 | 1,061 | 1,153 | 1,100 |
| 携帯電話 | 1,046 (96.4%) | 1,023 (96.4%) | 1,114 (96.6%) | 1,062 (96.5%) |
| パソコン | 39 (3.6%) | 38 (3.6%) | 39 (3.4%) | 38 (3.5%) |

※「児童」とは、18歳未満の者をいう。

※()は、「被害者数」に対する割合。

(「警察庁広報資料」(平成20年2月21日)より)

基本目標Ⅱ あらゆる分野に参画する機会の確保

主要課題1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

◎現状と課題◎

対等な構成員である男女の意思が社会に公正に反映されることは重要ですが、男性に比べると女性の政策・方針決定過程への参画は不十分な状況にあります。

市では、審議会等における女性委員の占める割合が30%となるよう目標を立てていますが、平成20年4月1日現在で25.9%となっており、数年来、25%前後の割合が続いています。

市職員については、係長以上の職における女性職員の占める割合は10%台であり、男性職員に比べ低い状況になっています。今後も性別にとらわれず、市職員の人材育成と適材適所を基本にした人材の登用に努める必要があります。

また、市民にとってより身近なところである地域社会やその他の組織においても同様に、政策・方針決定過程への女性の参画を促進することが大切です。

【市の審議会等における女性委員の状況】

| 区分 | 委員数(人) | うち女性(人) | 女性登用率 (%) |
|------------------|--------|---------|--------------|
| 地方自治法に基づく附属機関※10 | 393 | 89 | 22.6 |
| 附属機関に準ずる機関 | 171 | 57 | 33.3 |
| 合計 | 564 | 146 | 25.9 |

(平成20年4月1日現在，市民協働課調査)

※10 地方自治法に基づく附属機関

…法律または条例により、地方公共団体において、執行機関が設置する行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために設置される、審査会・審議会等の機関のこと。主なものとして、総合計画審議会、民生委員推薦会、男女共同参画推進委員会、都市計画審議会等がある。

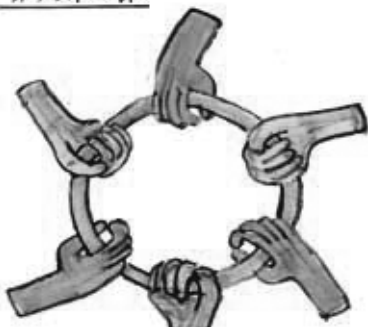
平成20年4月1日現在、龍ヶ崎市には27の附属機関があり、そのうち2つの附属機関では女性の委員がいない。

【施策の方向】

- 1 審議会等における女性参画の拡大
 - ①公募等により，女性の人材を発掘するなどし，審議会等における女性委員の占める割合を30%となるよう努めます。
 - ②団体からの推薦等に係る委員については，関係団体に対し女性参画の促進についての理解と協力を求めるよう努めます。
- 2 市役所，事業所等における女性職員の登用
 - ①職員が各職場において，性別により差別されることなく，持てる能力を十分に発揮できる職場環境の整備を促進します。
 - ②女性ならではの発想や考え方を活かし，適材適所を十分に考慮しながら，女性の管理職等への登用を促進します。
- 3 女性のエンパワーメントのための情報提供
 - ①女性の学習，チャレンジを支援するための情報提供を行います。

【^{ひと}男と^{ひと}女の一行詩&イラスト】（平成19年度イラストの部優秀賞）

イラストの部



《作品説明》男女が一つになって参加・協力し合えば，すばらしい力を発揮する。

（龍ヶ崎市 足立久二男さん）

*平成19年度は最優秀賞なし

主要課題2 家庭における男女共同参画の促進

◎現状と課題◎

仕事やその他の社会活動と家庭生活の両立を図るためには、男女がお互いに家庭生活へ積極的に参画する必要があります。

しかし、市民意識調査によれば、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識は以前より薄らいできたものの、家庭生活における実態では「男性優遇（「やや男性優遇」も含む）」であるとする意見は 61.9%と多くを占めました。また「女性が仕事を続けていくうえで支障になっていること」として、「子育てとの両立が大変である」が最多意見でしたが、これに続いて「夫が家庭のことに協力的でない」とする意見も 37.2%となっており、家庭生活における男女共同参画があまり進んでいないことが伺えます。

このようなことから、今後も男性の家庭生活への参画を促進する必要があります。

[施策の方向]

1 男性の家庭生活への参画の促進

- ①男女の性別による固定的な役割分担意識を解消するよう広報、啓発を行います。
- ②男性も気軽に参加できる家庭生活に関する講座を開催します。

2 事業所等への広報・啓発

- ①労働時間短縮や、特に男性の育児・介護休業取得促進のための広報・啓発を行います。

【^{ひと}男と^{ひと}女の一行詩&イラスト】（平成19年度イラストの部優秀賞）

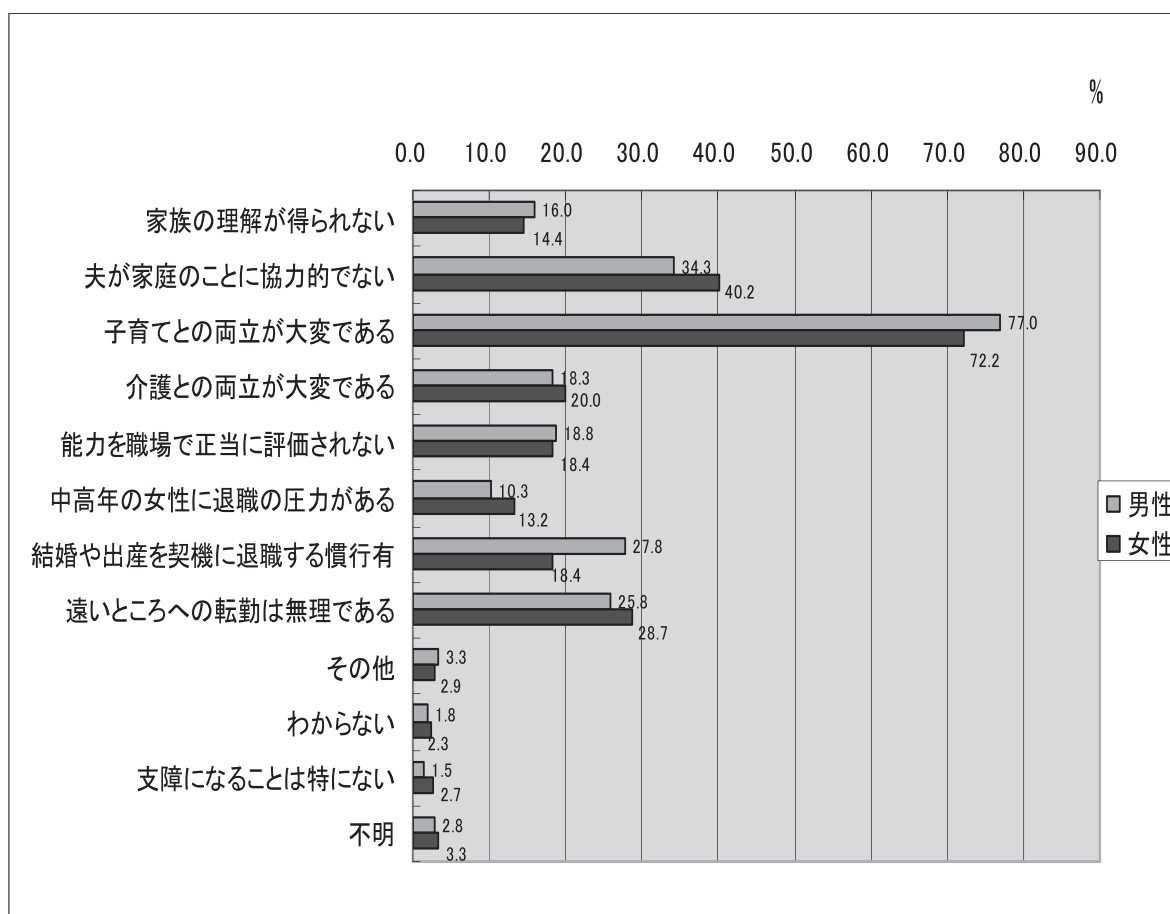


《作品説明》男性の手と女性の手を表現し、掃除や料理等の家事を平等に分けるといふ社会を根づかせるような絵にしました。

（龍ヶ崎市 櫻井正之さん）

*平成19年度は最優秀賞なし

【女性が仕事を続けていくうえで支障となっていること】



(「平成19年度 男女共同参画社会に関する龍ヶ崎市民意識調査」より)

主要課題3 地域社会における男女共同参画の促進

◎現状と課題◎

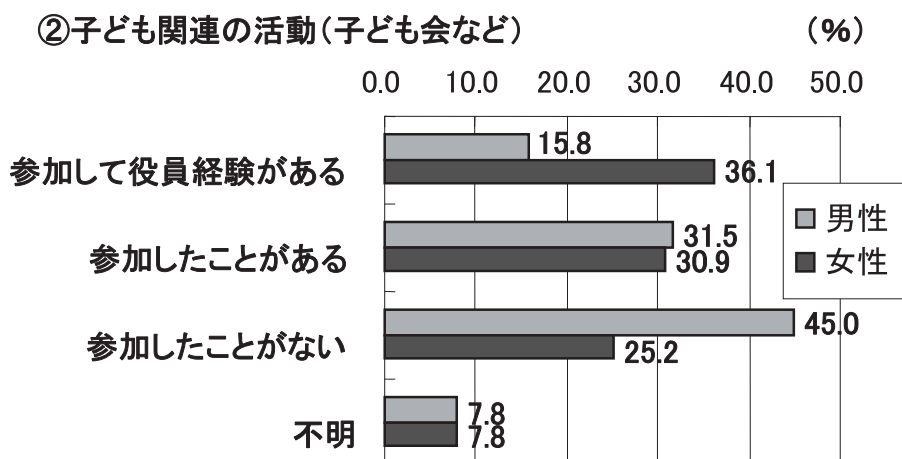
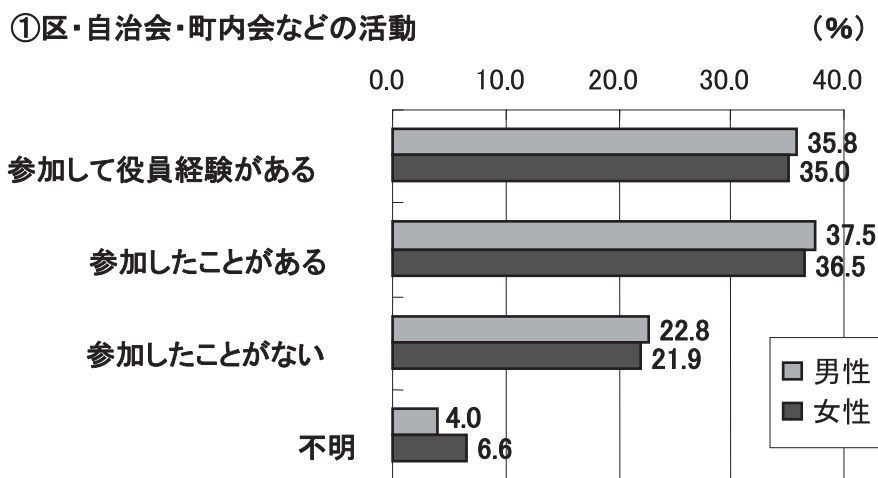
暮らしやすい活力ある地域社会を作っていくためには、地域社会への住民参加が重要です。

市民意識調査では、「区・自治会・町内会などの活動」「趣味やスポーツ、学習などの活動」は男女ともほぼ同数の参加経験があるとしていますが、「子ども会など子ども関連の活動」「PTAや保護者会などの活動」は女性の参加経験、特に役員としての参加経験が男性に比べ高く、男女間に開きが出た結果になっています。

この他、男女共に参加経験が少ない活動も見られましたが、特に男性の仕事優先のライフスタイルを見直し、男女の地域活動への参加を促進する必要があります。

また、区、自治会の住民自治組織における代表者は男性が多数を占めていることから、女性の意見が組織に反映されにくいとの意見も寄せられています。

【地域活動などへの参加経験】



(「平成19年度 男女共同参画社会に関する龍ヶ崎市民意識調査」より)

【住民自治組織における代表者の状況】

| | 人数（人） | うち女性人数（人） | 女性の割合（％） |
|------|-------|-----------|----------|
| 区長 | 142 | 0 | 0.0 |
| 自治会長 | 37 | 3 | 8.1 |
| 計 | 179 | 3 | 1.7 |

(平成20年4月1日現在，総務課調査)

【施策の方向】

- 1 男女が共に参加する地域活動の促進
 - ①男女が共に参加する地域コミュニティづくりを支援します。
 - ②役員会等の方針決定過程への女性参画を進めるよう啓発します。
 - ③地域活動の活発化に向け，情報や活動の場の提供を行います。
- 2 女性リーダー，ボランティアの育成
 - ①市民レベルで活動できる女性リーダーやボランティア団体等，人材の育成を進めます。

【^{ひと}男と^{ひと}女の一行詩&イラスト】（平成20年度一行詩の部最優秀賞）

子育ては

家族で 職場で 地域で支援

共同参画 進めよう

（龍ヶ崎市 坂井 明さん）

基本目標Ⅲ 家庭生活における活動と他の活動の両立

主要課題1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

◎現状と課題◎

仕事は暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらしますが、家事・育児、地域活動、自己啓発なども暮らしには欠かせません。しかし、現実では、仕事と育児・介護との両立の悩みや、仕事に追われ心身の疲労からの健康を害する、あるいは、安定した仕事に就けず経済的に自立できないなど、生活と仕事の間で問題を抱える人が多く見られます。

また、女性の社会進出が進み共働き世帯が増えている中であっても、職場や家庭、地域では、男女の性別による固定的な役割分担意識が残っています。

このような中、仕事と生活の調和が実現した社会を目指して、平成19年12月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体からの代表等からなる「官民トップ会議」において策定されました。企業と働く者、国民、国、地方公共団体それぞれの役割が示されており、その実現にむけ、国民的な取り組みとして進められようとしています。

【^{ひと}男と^{ひと}女の一行詩&イラスト】（平成20年度イラストの部優秀賞）



《作品説明》男女共同参画によって得た大収穫物。その収穫の喜びを味わっているところです。
（収穫物を大きく表現）

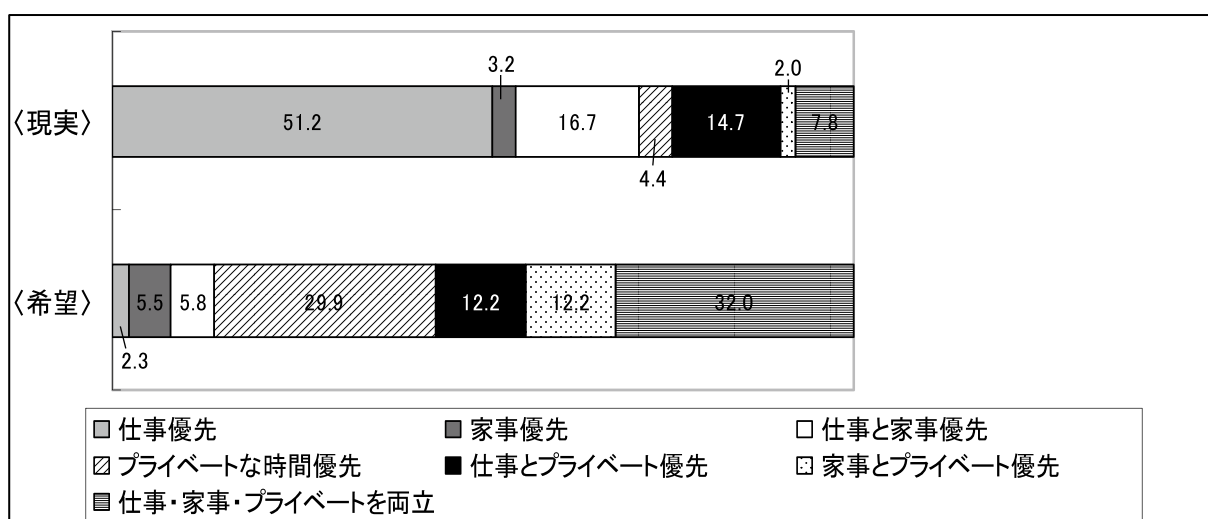
（龍ヶ崎市 足立久二男さん）

*平成20年度は最優秀賞なし

【施策の方向】

- 1 ワーク・ライフ・バランスの広報・啓発
 - ①ワーク・ライフ・バランスの意義や必要性についての広報・啓発に努めます。
- 2 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた具体的な取り組み方法の検討
 - ①地域、事業所等の実情に応じた具体的な取り組み方法を検討し、ワーク・ライフ・バランスを推進します。
 - ②取り組み事例を紹介し、ワーク・ライフ・バランスの浸透に努めます。

【ワーク・ライフ・バランスの希望と現実（平成18年，男性：既婚有業）】



(内閣府男女共同参画会議・少子化と男女共同参画に関する専門調査会「少子化と男女共同参画に関する意識調査」(平成18年)より)

主要課題2 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保

◎現状と課題◎

働きたい人が性別にかかわらずその能力を発揮することのできる社会づくりは、男女の基本的な人権に深くかかるとともに、少子化が進展し労働力不足が懸念される現状において、多様な人材の活躍を促し経済社会の活力の源になります。

市民意識調査においては、「男女共同参画社会の実現のための行政への要望」として、「給与・労働条件の改善」(31.7%)、「職場における男女平等の促進」(24.1%)、「経営者や事業者を対象に、労働条件の男女差をなくすよう意識啓発」(20.8%)という意見も寄せられています。

雇用の場において、男性と女性が均等な機会の下で、一層活躍できる状況を実現し、安心して働き、生活ができるような施策の展開が必要です。

[施策の方向]

1 男女雇用機会均等の促進

- ①男女雇用機会均等法等関係法令の周知により、雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保を促進します。
- ②母性保護や、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱の禁止についての周知に努めます。

2 就職、能力向上に対する支援

- ①就職の機会の拡大を図るため、求人等の情報の提供を行います。
- ②能力向上のための機会の情報提供や相談に対応します。

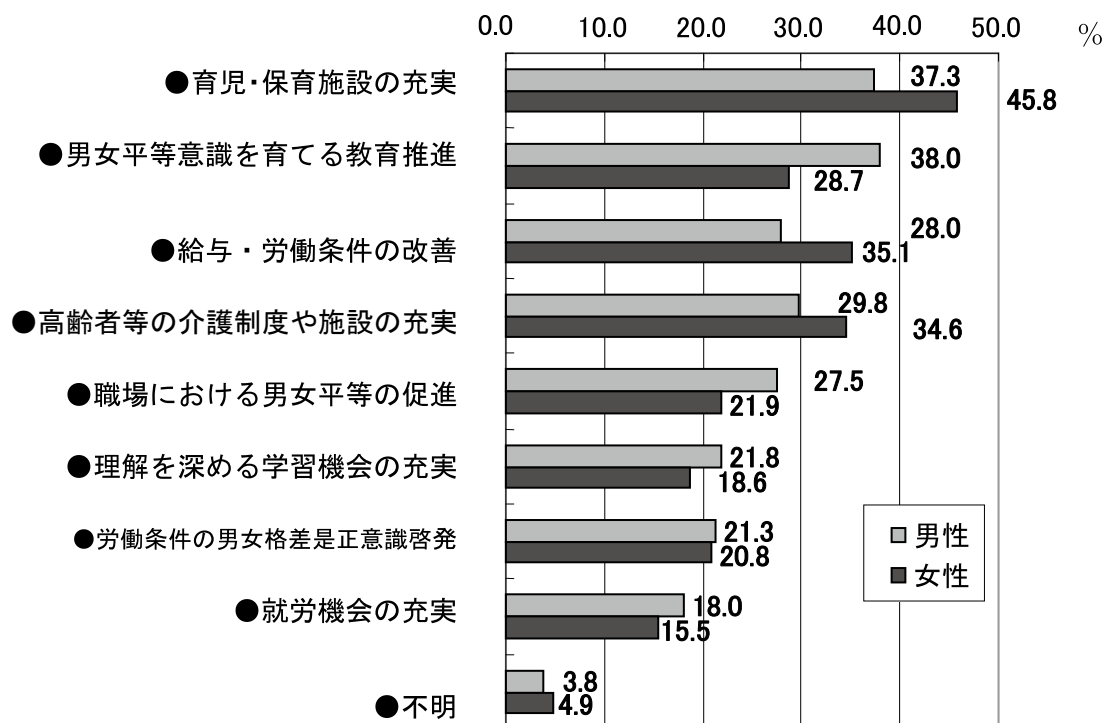
3 自営業（農業・商業等）における男女共同参画の促進

- ①女性の経営参画を促し、快適に就業できるための環境づくりを関係機関等と連携し行います。
- ②農業経営において、家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できるよう、家族経営協定^{※11}の締結を促進します。

※11 家族経営協定

…家族経営が中心の農業において、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。

【男女共同参画社会の実現のための行政への要望】



(「平成19年度 男女共同参画社会に関する龍ヶ崎市民意識調査」より)

【ひとひとの男と女の一行詩&イラスト】(平成20年度イラストの部優秀賞)



《作品説明》

手を合わせ
はぐくむものは？
夢？希望？幸せな未来？

(龍ヶ崎市 山村栄子さん)

*平成20年度は最優秀賞なし

主要課題3 男女の職業生活と家庭生活の両立の支援

◎現状と課題◎

家族を構成する男女が、お互いの協力と社会の支援の下、子育てや家族の介護等の家庭生活において、家族の一員としての責任と役割を担いながら、仕事やその他の社会活動とバランスをとって参画できる環境づくりが、男女共同参画社会の形成において重要です。

市民意識調査では、「男女がともに働きやすい環境づくりに必要なこと」として、「育児休業制度など育児と両立できる支援体制の充実」(49.4%)、「働き方の実情にみあった保育所や幼稚園での機能充実」(48.6%)、「男性の家事・育児への参加の促進」(45.3%)などが上位を占めており、育児や介護を含めた家庭生活との両立支援や、男性の仕事中心から家庭生活とのバランスのとれたライフスタイルへの転換が求められています。

[施策の方向]

- 1 仕事と育児・介護の両立のための制度の定着促進
 - ①育児・介護休業法に基づく制度の周知・定着を図り、仕事との両立できる環境の整備を促進します。
- 2 子育て支援の充実
 - ①多様化する保育サービスの需要に適切に対応します。
 - ②放課後に就労等で保護者が家庭にいない、主として小学校低学年の児童についての放課後児童健全育成事業の充実を図ります。
 - ③家庭での子育ての悩みや不安に対する相談体制の充実を図ります。
 - ④地域での子育て支援体制の充実を図ります。
 - ⑤ひとり親家庭への支援を行います。
- 3 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備
 - ①いきいきと充実した生活を送れるよう、高齢者等の市民活動への参加を推進します。
 - ②社会全体で支える仕組みである介護保険制度を円滑に推進します。
 - ③介護負担軽減のための介護支援の充実を図ります。
 - ④障がい者が自立した生活ができるよう支援を行います。

第5章 推進体制

龍ヶ崎市男女共同参画推進条例
龍ヶ崎市男女共同参画基本計画

【龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会】

委員 15 名以内

(市民の代表，市議会議員，学識経験者等で構成)

- ①男女共同参画に係る基本的な計画に関すること
- ②男女共同参画の推進方策に関すること 等

諮問

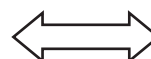


答申



【龍ヶ崎市長】

連携



【市民・
事業者等】

【龍ヶ崎市男女共同参画推進会議】(庁内組織)

《構成員》 市長(議長)

副市長，教育長，

総務部長，企画財務部長，健康福祉部長，

環境生活部長，都市整備部長，教育部長，

会計管理者，議会事務局長

①男女共同参画に関する施策の企画及び推進に関すること

②男女共同参画に関する関係部課間の連絡調整 等

《ワーキングチーム》

《庶務》 環境生活部市民協働課

第6章 実施計画

■基本目標Ⅰ 男女の人権を尊重する社会の構築

【主要課題1】男女平等の視点に立った制度や慣行・慣習の見直し

①市広報や市公式ホームページ等を通じた情報提供・啓発活動の充実

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|----------------------------------|-------|
| 1 | ●市公式ホームページにおける男女共同参画に関するコンテンツの開設 | 市民協働課 |
| 2 | ●育児・介護休業法等の関連法令・制度の周知 | 市民協働課 |
| 3 | ●「男と女の一行詩&イラスト」による啓発 | 市民協働課 |
| 4 | ●男女共同参画推進月間における啓発 | 市民協働課 |

②市民，企業等との連携・協力による啓発活動の推進

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|-------------------------|-------|
| 5 | ●男女共同参画推進の講座の開催 | 市民協働課 |
| 6 | ●市民，企業等への男女共同参画に関する情報提供 | 市民協働課 |

【主要課題2】男女間のあらゆる暴力の根絶

①男女間のあらゆる暴力の予防

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|----------------------|-------|
| 7 | ●男女間の暴力防止についての意識啓発 | 市民協働課 |
| 8 | ●男女間の暴力防止に関連する法制度の周知 | 市民協働課 |
| 9 | ●警察等関係機関との連携 | 市民協働課 |

②被害当事者支援体制の充実

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|---------------------------|--------------------------------|
| 10 | ●関係機関と連携した被害当事者への適切な対応・支援 | 市民協働課（総合窓口）・健康増進課・社会福祉課・こども福祉課 |
| 11 | ●被害当事者への適切な自立支援 | 市民協働課（総合窓口）・健康増進課・社会福祉課・こども福祉課 |

【主要課題3】生涯を通じた男女の健康支援

①男女の心身の健康の保持・増進のための支援

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|------------------------------|---------|
| 12 | ●定期的な健康診査受診の啓発 | 健康増進課 |
| 13 | ●各種健康教室，ヘルス講演会の実施 | 健康増進課 |
| 14 | ●国民健康保険被保険者にかかる人間ドック受診に対する助成 | 保険年金課 |
| 15 | ●健康相談の充実 | 健康増進課 |
| 16 | ●運動習慣づくりに向けた取り組みの実施 | 健康増進課 |
| 17 | ●スポーツ関連イベントの開催 | スポーツ振興課 |
| 18 | ●健康づくり，スポーツ振興の活動を行うNPO等への支援 | 市民協働課 |
| 19 | ●HIV／エイズ，性感染症の予防啓発 | 健康増進課 |
| 20 | ●喫煙，飲酒，薬物の健康影響の周知 | 健康増進課 |

②妊娠・出産等に関する健康支援

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|----------------------|-------|
| 21 | ●母子健康手帳の早期交付と個別相談の充実 | 健康増進課 |
| 22 | ●妊婦一般健康診査受診票の発行 | 健康増進課 |
| 23 | ●妊産婦健康相談の充実 | 健康増進課 |
| 24 | ●父子健康手帳の交付 | 健康増進課 |
| 25 | ●プレ・ママ教室，プレ・パパ教室の開催 | 健康増進課 |
| 26 | ●不妊治療に係る事業の周知 | 健康増進課 |
| 27 | ●妊産婦マルフクの医療費助成の実施 | 保険年金課 |

【主要課題4】男女平等を推進する教育・学習の充実

①家庭や地域における男女平等を推進する啓発教育・学習の充実

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|-----------------|--------|
| 28 | ●子育てふれあいセミナーの充実 | 生涯学習課 |
| 29 | ●家庭児童相談の充実 | こども福祉課 |
| 30 | ●教育センターの充実 | 教育センター |
| 31 | ●子育てアドバイザーの派遣 | 健康増進課 |

②学校教育における男女平等を推進する教育・学習の充実

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|------------------------|-----|
| 32 | ●人権教育の充実 | 指導課 |
| 33 | ●道徳・社会科・家庭科教育，特別活動等の充実 | 指導課 |
| 34 | ●発達段階に応じた適切な性教育の実施 | 指導課 |

【主要課題5】メディアにおける人権の尊重

①メディアにおける男女の人権尊重の推進

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|--|-------|
| 35 | ●広報紙等における表現の配慮 | 秘書広聴課 |
| 36 | ●茨城県青少年のための環境整備条例に基づいた青少年の健全育成のための環境整備 | 生涯学習課 |

②メディア・リテラシーの向上の促進

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|------------------------|-------|
| 37 | ●家庭におけるメディア・リテラシー向上の支援 | 市民協働課 |
| 38 | ●学校教育における情報教育の推進 | 指導課 |

■基本目標Ⅱ あらゆる分野に参画する機会の確保

【主要課題1】政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

①審議会等における女性参画の拡大

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|------------------|------|
| 39 | ●審議会等における女性委員の登用 | 関係各課 |

②市役所、事業所等における女性職員の登用

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|--------------------------|-------|
| 40 | ●市役所内における係長以上の職への女性職員の登用 | 人事課 |
| 41 | ●市職員の人材育成 | 人事課 |
| 42 | ●事業所等への女性職員登用の啓発 | 市民協働課 |

③女性のエンパワーメントのための情報提供

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|-------------------------|-------|
| 43 | ●女性のチャレンジを支援する学習機会の情報提供 | 市民協働課 |

【主要課題2】家庭における男女共同参画の促進

①男性の家庭生活への参画の促進

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|-------------------------|-------|
| 44 | ●性別による固定的な役割分担意識解消の啓発 | 市民協働課 |
| 45 | ●家事や育児等、家庭生活に関する市民講座の開催 | 市民協働課 |

②事業所等への広報・啓発

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|----------------------------------|-----------------|
| 46 | ●事業所等への労働時間の短縮や育児・介護休業取得促進の広報・啓発 | 市民協働課 ・商工振興課 |

【主要課題3】地域社会における男女共同参画の促進

①男女が共に参加する地域活動の促進

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|---------------------------|-------|
| 47 | ●活力ある地域コミュニティ形成の支援 | 総務課 |
| 48 | ●地域活動における方針決定過程への女性の登用の促進 | 市民協働課 |
| 49 | ●地域活動に関する情報提供及び活動の場の提供 | 市民協働課 |

②女性リーダー、ボランティアの育成

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|------------------------------|-------|
| 50 | ●地域活動における女性リーダー、ボランティアの育成、支援 | 市民協働課 |

■基本目標Ⅲ 家庭における活動と他の活動の両立

【主要課題1】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

①ワーク・ライフ・バランスの広報・啓発

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|-------------------------|-------|
| 51 | ●ワーク・ライフ・バランスについての広報・啓発 | 市民協働課 |

②ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた具体的な取り組み方法の検討

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|------------------------------------|-------|
| 52 | ●ワーク・ライフ・バランスの取り組み方法の検討及び取り組み事例の紹介 | 市民協働課 |
| 53 | ●市役所内におけるワーク・ライフ・バランスの推進 | 人事課 |

【主要課題2】雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保

①男女雇用機会均等の促進

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|---------------------------|-----------------|
| 54 | ●男女雇用機会均等に関する法制度の周知 | 市民協働課 ・商工振興課 |
| 55 | ●母性保護やその他女性に関連する労働法令の理解促進 | 市民協働課 ・商工振興課 |

②就職，能力向上に対する支援

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|--------------------|-----------------|
| 56 | ●求職者への就職情報の提供 | 商工振興課 |
| 57 | ●能力向上のための研修会等の情報提供 | 市民協働課 ・商工振興課 |

③自営業（農業・商業等）における男女共同参画の促進

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|----------------------|--------------------|
| 58 | ●関係機関等と連携した男女共同参画の促進 | 農政課・農業委員会事務局・商工振興課 |
| 59 | ●女性農業士の推進，支援 | 農政課 |
| 60 | ●農業委員への女性の登用 | 農業委員会事務局 |
| 61 | ●家族経営協定の締結促進 | 農政課 |

【主要課題3】男女の職業生活と家庭生活の両立の支援

①仕事と育児・介護の両立のための制度の定着促進

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|--------------------------------------|-----------------|
| 62 | ●事業所等への労働時間の短縮や育児・介護休業取得促進の広報・啓発（再掲） | 市民協働課 ・商工振興課 |

②子育て支援の充実

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|---------------------------------------|--------|
| 63 | ●保育サービスの適切な提供 | こども福祉課 |
| 64 | ●放課後児童健全育成事業の充実 | こども福祉課 |
| 65 | ●家庭児童相談の充実（再掲） | こども福祉課 |
| 66 | ●教育センターの充実（再掲） | 教育センター |
| 67 | ●総合チャイルドステーションの設置（ファミリー・サポートセンター開設含む） | こども福祉課 |
| 68 | ●ひとり親家庭への支援 | こども福祉課 |
| 69 | ●子育てサポート利用に対する助成 | こども福祉課 |

③高齢者等が安心して暮らせる環境の整備

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|-----------------------|-----------------|
| 70 | ●高齢者等の市民活動への参加推進・支援 | 市民協働課 |
| 71 | ●地域での老人クラブ・長寿会活動等への支援 | 介護福祉課 |
| 72 | ●介護保険制度の円滑な実施 | 介護福祉課 |
| 73 | ●介護予防に向けた取り組みの実施 | 介護福祉課 ・健康増進課 |
| 74 | ●障がい者の自立支援 | 社会福祉課 |

付属資料

1 法令，条例等

- 男女共同参画社会基本法
- 茨城県男女共同参画推進条例
- 龍ヶ崎市男女共同参画推進条例
- 龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会設置条例
- 龍ヶ崎市男女共同参画推進会議設置規程

2 名簿

- 龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会委員名簿
- 龍ヶ崎市男女共同参画推進会議ワーキングチーム名簿

3 その他

- 諮問，答申
- 市民参加の状況

1 法令，条例等

●男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

前文

我が国においては，日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ，男女平等の実現に向けた様々な取組が，国際社会における取組とも連動しつつ，着実に進められてきたが，なお一層の努力が必要とされている。

一方，少子高齢化の進展，国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で，男女が，互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い，性別にかかわらず，その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は，緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ，男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け，社会のあらゆる分野において，男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに，男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し，将来に向かって国，地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため，この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国

際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(以下略)

●茨城県男女共同参画推進条例(平成13年3月28日茨城県条例第1号)

前文

人はすべて法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、県民ひとりひとりがものの豊かさと心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急に実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、県、県民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする。
- 3 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び国と相互に

連携して取り組むように努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、雇用等の分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第7条 男女共同参画の推進について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、議会の承認を経て、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、市町村の意見を求めなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 第1項及び前3項の規定は、基本計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

(広報活動)

第9条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(調査研究等)

第10条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(市町村に対する支援等)

第12条 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

(県民等に対する支援)

第13条 県は、県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(苦情等の申出及び申出の処理体制の整備)

第14条 県民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。

(推進体制の整備)

第15条 県は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(付属機関等における積極的改善措置)

第16条 県は、付属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく付属機関をいう。）その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

(男女共同参画の状況についての報告等)

第17条 知事は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第1項の規定による報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

(男女共同参画の状況等の公表)

第18条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の状況、県が講じた男女共同参画の推進に関する施策等について公表しなければならない。

第3章 性別による権利侵害の禁止

第19条 何人も、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
(以下略)

●龍ヶ崎市男女共同参画推進条例（平成14年3月27日条例第3号）

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

1999年には、男女共同参画社会基本法が施行され、男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、共に責任を担うことができる男女共同参画社会の形成が、21世紀の最重要課題と位置付けられている。

龍ヶ崎市においても、女性問題の解決と女性の地位向上等に関する施策を積極的に展開し、男女平等に向けた取組を進めてきた。しかし、性別による役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く残っており、男女平等の達成にはなお一層の努力が求められている。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急激な変化の中で、すべての市民が安心していきいきと暮らしていくためには、龍ヶ崎市の地域特性を生かした男女共同参画社会の形成を最重要課題と位置付け、これまでの取組を踏まえつつ、積極的に推進していくことが必要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画についての基本理念を明らかにし、龍ヶ崎市、市民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組

むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、龍ヶ崎市(以下「市」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内において営利を目的として事業を行う法人及び個人、公益法人その他の団体をいう。
- (3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシュアルハラスメント 相手の意に反した性的な言動(身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示などさまざまな態様のものをいう。)により、当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は当該個人に不利益を与えることをいう。
- (5) ドメスティックバイオレンス 配偶者等に対して、身体的暴力、精神的暴力(心ない言動等により相手の心を傷つけることなどをいう。)、経済的暴力(生活費を渡さないことなどをいう。)又は性的な暴力及び虐待行為をいう。

第2章 基本理念

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別を受けることがないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることなどの男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

(社会における制度又は慣行・慣習の是正)

第4条 男女共同参画社会の形成は、性別による固定的な役割分担等を反映した、社会における制度又は慣行・慣習をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行・慣習が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう、推進されなければ

ならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、就業、就学その他の社会生活における活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、推進されなければならない。

(生涯にわたる女性の健康維持)

第8条 男女共同参画社会の形成は、男女の対等な関係の下に、互いの性を尊重するとともに、女性固有の身体的変化に配慮し、女性の生涯にわたる健康の維持が図られることを旨として、推進されなければならない。

第3章 市、市民、事業者の責務

(市の責務)

第9条 市は、前章に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、市民及び事業者の理解が深まるよう必要な啓発活動を行わなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に向け、国及び他の地方公共団体と連携するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第10条 市民は、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他あらゆる場において、基本理念にのっとり男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第4章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第12条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るため、基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を聴くとともに、男女共同参画推進委員会に諮問しなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査研究等)

第13条 市は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(市民等に対する支援)

第15条 市は、市民又は事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(相談の申出)

第16条 性別による差別等男女共同参画を阻害する要因によって人権が侵害されたと認める市民(この項において、市内の事業所等に在勤、在学する者を含む。)は、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、これに適切かつ迅速に対応するものとする。

3 市長は、前項の規定により申出に対応する場合において、必要があると認めるときは、調査を行うことができる。この場合において、関係者は当該調査に協力するよう努めなければならない。

4 市長は、前項の規定による調査により、必要があると認めるときは、関係者に対し要請又は指導を行うことができるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第17条 男女共同参画の推進について、市民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

(附属機関等における積極的改善措置)

第18条 市は、附属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

(男女共同参画の状況についての報告等)

第19条 市長は、毎年、市が行った男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

2 事業者は、前項の規定による報告書の作成に当たり、市長が行う調査に対して協力するものとする。

第5章 性別による権利侵害の禁止

(性別による権利侵害の禁止)

第20条 何人も、家族、学校、地域、職場その他のあらゆる分野において、性別を理由とする権利侵害や差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアルハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティックバイオレンスを行ってはならない。

第6章 補則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

●龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会設置条例(平成8年3月28日条例第3号)

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成を目指し、男女共同参画に関する施策を適切に推進するため、龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 男女共同参画に係る基本的な計画に関すること。

(2) 男女共同参画の推進方策に関する事。

(3) その他男女共同参画の推進に関して必要な事項に関する事。

(委員)

第3条 委員会は、委員15人以内で構成する。

2 委員は、市民の代表者、市議会議員及び学識経験を有する者等のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席若しくは資料の提出又は調査を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境生活部市民協働課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

付 則(平成9年3月21日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

付 則(平成10年12月16日条例第27号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成14年3月27日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の龍ヶ崎市女性行政推進委員会設置条例(以下「改正前の条例」という。)に基づく会長、副会長及び委員である者は、それぞれ、この条例に基づく会長、副会長及び委員として引き続き存在するものとし、その任期は、改正前の条例の規定に基づく委嘱の日から起算するものとする。

付 則(平成14年12月10日条例第47号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成18年12月28日条例第47号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

●龍ヶ崎市男女共同参画推進会議設置規程(平成11年4月27日訓令第9号)

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ効果的に推進するため、龍ヶ崎市男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する関係部課間の連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関して必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進会議の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 部長
- (5) 会計管理者
- (6) 議会事務局長

(推進会議)

第4条 推進会議は、市長が招集し、議長となる。ただし、市長に事故あるときは、副市長がその職務を代理する。

(ワーキングチーム)

第5条 推進会議にワーキングチームを置く。

2 ワーキングチームは、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する施策の調査研究及び立案に関すること。

(2) 基本計画に掲げる施策の推進方策に関すること。

(3) その他男女共同参画の推進に必要な事項に関すること。

3 ワーキングチームのリーダー(以下「リーダー」という。)には市民協働課市民協働推進グループ(男女共同参画担当)リーダーをもって充てる。

4 リーダーを除くワーキングチームの構成員は 10 人以内、その任期は 2 年とし、市長が任命する。

(報告)

第 6 条 リーダーは、ワーキングチームの所掌事項の経過及び結果について、推進会議に報告するものとする。

(庶務)

第 7 条 推進会議及びワーキングチームの庶務は、環境生活部市民協働課において処理する。

(委任)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(平成 14 年 3 月 22 日訓令第 3 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 17 年 7 月 27 日訓令第 9 号)

この訓令は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

付 則(平成 18 年 3 月 30 日訓令第 6 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 19 年 3 月 15 日訓令第 19 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 名簿

●龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会委員名簿

| 役職名 | 氏 名 | 所 属 等 |
|---------|---------|----------------|
| 会 長 | 原 宗 子 | 流通経済大学 |
| 副会長 | 青 野 光 恵 | 市民代表 |
| | 栗 山 松 雄 | 龍ヶ崎市商工会 |
| 委 員 | 伊 藤 淑 紅 | 市民代表 |
| | 大 野 清 子 | |
| | 松 尾 周 子 | |
| | 我 妻 明 男 | |
| | 伊 藤 悦 子 | 市議会議員 |
| | 足 立 貴 裕 | (社) 竜ヶ崎青年会議所 |
| | 磯 野 宏 人 | 龍ヶ崎市教頭会 |
| | 城 倉 純 子 | 龍ヶ崎市教育委員会 |
| | 杉 野 梶 江 | 龍ヶ崎市地域女性団体連絡会 |
| | 西 川 久美子 | 龍ヶ崎市P T A連絡協議会 |
| | 藤 城 好 子 | 竜ヶ崎市農業協同組合 |
| 森 田 百 世 | 人権擁護委員 | |

(平成 21 年 2 月 12 日 [答申時] 現在, 敬称略)

●龍ヶ崎市男女共同参画推進会議ワーキングチーム名簿

| | 氏 名 | 課 名 |
|---|---------|-------|
| ◎ | 北 澤 昌 雄 | 市民協働課 |
| | 梁 取 忍 | 総務課 |
| | 杉 本 桂 子 | 財政課 |
| | 渡 邊 正 一 | 人事課 |
| | 大 塚 江美子 | 人事課 |
| | 藤 平 浩 貴 | 秘書広聴課 |
| | 鴻 巣 倫 子 | 社会福祉課 |
| | 矢 口 とし子 | 税務課 |
| | 山 内 みどり | 健康増進課 |
| | 渡 井 秀 典 | 市民課 |
| | 八木下 昭 弘 | 商工振興課 |

(◎ : リーダー, 課名は平成 20 年 4 月 1 日現在, 敬称略)

3 その他

● 諮問、答申

龍市協第1号

平成21年1月27日

龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会
会長 原 宗子 殿

龍ヶ崎市長 串田武久

龍ヶ崎市男女共同参画基本計画（案）について（諮問）

みだしのことについて、龍ヶ崎市男女共同参画推進条例第12条第3項の規定により、意見を求めます。

龍男女委第1号
平成21年2月12日

龍ヶ崎市長 串田武久 殿

龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会
会長 原 宗子

龍ヶ崎市男女共同参画基本計画（案）について（答申）

平成21年1月27日付け、龍市協第1号により諮問のあったみだしのことについては、慎重審議の結果、妥当なものと認める。

なお、本計画は龍ヶ崎市女性プランを改定するものであるが、これまでの女性プランの取り組みも踏まえつつ、下記の付帯意見に十分留意のうえ、男女共同参画社会の実現に向け、本計画の円滑な推進に取り組まれない。

記

- 1 男女の人権の尊重は、男女共同参画社会の形成の根幹をなすものであり、男女平等の視点に立ち推進されたい。
- 2 関係機関との連携を図りながら、男女間のあらゆる暴力やハラスメントの予防と根絶に向け取り組まれない。
- 3 職場や地域社会、特に市内企業等での方針決定過程への女性の参画の拡大を促進し、男女の意思を公正に反映させるよう努められたい。
- 4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進により、男女とも働きやすい環境や男性の家庭生活への参画等の実現に向け取り組まれない。

●市民参加の状況

【男女共同参画社会に関する龍ヶ崎市民意識調査】

| | |
|-------|---|
| 調査の対象 | 市内在住の満 20 歳以上，満 80 歳未満の男女 |
| 対象者数 | 3,000 人（男 1,526 人，女 1,474 人） |
| 抽出方法 | 住民基本台帳から単純無作為抽出 |
| 調査方法 | 郵送配布，郵送回収 |
| 調査期間 | 平成 19 年 6 月 20 日から 6 月 30 日まで |
| 回収結果 | 回収数 924 件（回収率 30.9%） （3,000 件発送しましたが 15 件返送のため，回収率計算の分母は 2,985 件となりました。） |

【団体ヒアリング】

| 実施日 | 団体名 |
|------------------|------------------|
| 平成 20 年 5 月 29 日 | 流通経済大学 |
| 平成 20 年 5 月 29 日 | 竜ヶ崎青年会議所 |
| 平成 20 年 5 月 30 日 | 龍ヶ崎地域女性団体連絡会 |
| 平成 20 年 6 月 3 日 | J A 竜ヶ崎市女性部 |
| 平成 20 年 6 月 3 日 | 龍ヶ崎市 P T A 連絡協議会 |
| 平成 20 年 6 月 4 日 | つくばの里工業団地運営協議会 |
| 平成 20 年 6 月 4 日 | 龍ヶ崎市社会福祉協議会 |
| 平成 20 年 6 月 5 日 | 龍ヶ崎市商工会女性部 |
| 平成 20 年 6 月 6 日 | N P O 法人ユーアンドアイ |

【パブリックコメント】（龍ヶ崎市パブリックコメント手続要綱による）

◆意見募集期間

平成 20 年 11 月 17 日から平成 20 年 12 月 16 日まで

◆募集結果

提出された意見はありませんでした。

龍ヶ崎市男女共同参画基本計画

平成21年2月

龍ヶ崎市 環境生活部 市民協働課

市民協働推進グループ（男女共同参画担当）

〒301-8611 龍ヶ崎市3710番地

電 話 0297-64-1111

F A X 0297-60-1583

E-mail kyoudou@city.ryugasaki.ibaraki.jp
